

## 平成23年第2回（5月）伊豆市議会臨時会会議録目次

### 第 1 号 （5月24日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	1
○職務のため出席した者の職氏名	2
○開会宣告	3
○開議宣告	3
○議事日程説明	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○諸般の報告	3
○議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決	4
○議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決	17
○閉会宣告	23
○署名議員	25

## 平成23年第2回(5月)伊豆市議会臨時会

### 議事日程(第1号)

平成23年5月24日(火曜日)午前9時30分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 会期の決定  
日程第 3 議案第44号 平成23年度伊豆市下水道事業特別会計補正予算(第1回)  
日程第 4 報告第45号 伊豆市下水道条例の一部改正について

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

### 出席議員(20名)

1番	鈴木初司君	2番	梅原泰嗣君
3番	稲葉紀男君	4番	森島吉文君
5番	松本 覺君	6番	西島信也君
7番	杉山 誠君	8番	内田勝行君
9番	関 邦夫君	10番	杉山 羌央君
11番	大川 孝君	12番	森 良雄君
13番	古見梅子君	14番	塩谷尚司君
15番	室野英子君	16番	飯田正志君
17番	鍵山堅一君	18番	飯田宣夫君
19番	三須重治君	20番	木村建一君

### 欠席議員(なし)

### 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	菊地 豊君	副市長	大石勝彦君
教育長	遠藤 浩三郎君	総務部長	鈴木伸二君
市民環境部長	山本 潔君	健康福祉部長	大城 栄一君
観光経済部長	潮木 信君	建設部長	佐藤 喜好君
教育委員会 事務局 長	間野 孝一君	会計管理者	鈴木 守正君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	森	修司	次	長	藤原一昭
主査	稲村	栄一			

開会 午前 9時30分

◎開会宣告

○議長（杉山羌央君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成23年第2回伊豆市議会臨時会を開会いたします。

◎開議宣告

○議長（杉山羌央君） ただいまの出席議員は20名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（杉山羌央君） 議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、市長以下職員の出席を求めましたので、報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（杉山羌央君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第81条の規定により、議長において指名いたします。16番、飯田正志議員、17番、鍵山堅一議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（杉山羌央君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（杉山羌央君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（杉山羌央君） なお、議案審議に先立ち、市長より報告の申し出がございますので、これを許します。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 皆さん、おはようございます。

臨時議会の冒頭の時間をちょうだいして、報告を1つ、お願いを1つ申し上げたいと思います。

まず、あす東北復興支援のために、伊豆市が所有するごみ収集車2台を寄贈させていただくことといたしました。これは、以前伊豆市が直営でごみ収集をしていたことに伴い、本日まで所有していたものですが、現在はごみ収集を委託しておりますので、売却を検討していました。現地においては、中古のものであっても必要であるということでございますので、2台の寄贈を決定させていただき、あした出発式をとり行います。

さらに、1つお願いでございますけれども、けさ方この程度の雨なんですけど、県道修善寺天城湯ヶ島線の県道沿いの田んぼに少し崩落がございました。おとし8月の地震、それからことし3月11日の地震は、ことしは震度3ではございましたけれども、伊豆市内の急傾斜が多い中で、土地に亀裂が入っている可能性がございます。これから梅雨を迎えるに当たり、議員の皆様方、そして市民の皆様方におかれましても、危険等を感じられた場合には、速やかに建設課もしくは近傍の支所等に御一報いただければと思います。

報告とお願いを申し上げます。

#### ◎議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（杉山羌央君） では、議題に入ります。

日程第3、議案第44号 平成23年度伊豆市下水道事業特別会計補正予算（第1回）についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第44号の提案理由を申し上げます。

下水道使用料のうち、平成23年第1回議会において、修善寺地区に限定されております営業温泉汚水についての免除要請が盛り込まれている請願が一部採択されました。伊豆市の観光経済の現状を勘案し、この請願に基づき、平成23年4月より平成24年1月まで使用する分の営業温泉汚水使用料の免除を行うため、減収となる免除分の下水道使用料に要する経費について、今補正予算の必要が生じたものでございます。

詳細につきまして、建設部長に説明させますので、よろしく御審議お願い申し上げます。

○議長（杉山羌央君） これをもって提案理由の説明を終わります。

提案理由の説明に関して補足説明の申し出がありますので、これを許します。

建設部長。

〔建設部長 佐藤喜好君登壇〕

○建設部長（佐藤喜好君） それでは、皆さん手持ちの資料の2ページをお願いしたいと思います。

この2ページのところに、収入の部で1,400万円の減、使用料が1,400万円減りますという補正でございます。これですけれども、これについては、使用月と収入月というものがあります。収入月をもって、この下水道の特別会計とするということで、修善寺地区におきましては、偶数月が収入月になっています。その偶数月ですけれども、平成23年度におきましては、4月から2月までの偶数月が収入月ということですので、今現在5月ですので、もう既に4月分は収入されてしまっています。そのために、年間この温泉の使用料が1,700万円ほどあります。そのうち4月分が既に収入されてしまっております。これが約300万円あります。そのため、6月分からの免除ということになりますと、1,700万円から300万円を引いた1,400万円が収入の減となることで、これをこの補正予算のほうの1,400万円のほうへ上げさせてもらっています。

歳出ですけれども、1の1の下水道建設費、ここに209万4,000円とあります。これについては、3月、4月の職員の異動によるものです。1の2の下水道管理費1,609万4,000円、これがこの1,400万円に対応する分の予算でありますけれども、内訳としましては、人件費1名の減、それと下水道管の調査という洗浄調査というものを計画していましたが、それを取りやめるということで、この1,400万円に歳出のほうで対応するというものです。

以上です。

○議長（杉山羌央君） 以上で説明は終わりました。

これより暫時休憩をいたします。

この休憩中に、質疑のある議員は通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午前 9時38分

再開 午前 9時40分

○議長（杉山羌央君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから、議案第44号について質疑を行います。

通告がありますので、これを許します。

6番、西島信也議員。

〔6番 西島信也君登壇〕

○6番（西島信也君） 6番、西島信也です。

ただいま補正予算の説明、下水道会計の補正予算ですがあったわけですが、2点ほどお伺いしたいと思います。

1,400万円、温泉排水下水道料1年間分というか5期分減額すると、免除するというところで、私はこれに対して賛成をするわけですが、その中身といたしますか、予算書の中についてお伺いいたします。

8ページ、9ページの業務費、処理場管理費の職員給与の減があるわけですが、こ

の上のほうの業務費につきましては、これは職員の異動という説明だったと思います。2番目の、その下の職員給与費の減773万5,000円、これは1名減という説明だったと思ったんですけれども、これは平成23年度の当初予算は1,667万7,000円あったわけです。3月議会で可決した額ですけれども、承認した額ですけれども、それから773万5,000円ですから、1名分としても、これはいつから1名減にするのか、もうしているのかどうなのか。それと、何人から、2人いたのか3人いたのか、それから1名を減にしたのか、それを1点お伺いします。それから、10ページ、11ページ、2番目です。

管渠管理費ですけれども、委託料が530万円の減となっております。これにつきましては、管渠洗浄調査委託料530万円ですけれども、当初予算が630万円あったわけです。630万円のうちの530万円を減にするということで、予定したものの一部しかやらないと、こういうことだと思っんですけれども、これはやらなくてもいい事業なのか、後に繰り越しても、来年やるのかもしれないけれども、来年にしてもいい事業なのかどうなのか、これを2点お伺いします。

以上です。

○議長（杉山晃央君） では、答弁願います。

建設部長。

○建設部長（佐藤喜好君） まず、職員の給与の減ですけれども、これは4月当初から下水道の部分で1名減になっています。そのためのもので。ということで、4月からということになっています。

また、給料については、下水道の事業費とか処理費とか、いろんなところで予算を入れてあるわけですけれども、ここのところについては、今処理費は、1,600万円入っているわけですけれども、これを700万円、1名減ということで、残りの部分のところについては、どの職員を当ててあるのかというのは、ちょっと今ここでは資料としてわかりませんので、また後日お知らせしたいと思います。

2点目の、11ページの管渠洗浄調査委託料を630万円見てあります。今回、530万円の減になったのは、収入から見ての支出の減ということで残り100万円になるわけですけれども、この100万円では調査ができませんので、今年度の執行は無理ではないかなと考えています。

この委託料なんですけれども、まず管路を洗浄しまして、その後カメラを入れまして、下水道の管に浸入水というのですか、地下水・雨水等が入ってきますと、処理費にお金がかかります。特に広域のほうへ持っていく場合には、立米63円というお金がかかるわけですので、この調査をして、健全経営と言うんですか、無駄な処理費用を払いたくないということを考えているわけです。

そういうことで、調査について、ことはできないわけですけれども、来年はやらせていただきたいということで、どこかが壊れているもので、今すぐに、何と言うんですか、対応しなければいけないという部分ではないということです。

以上です。

○議長（杉山羌央君） 再質疑ありますか。

西島議員。

○6番（西島信也君） 再質疑をさせていただきます。

最初の職員給与ですけれども、1名減ということなんですけれども、これは3月議会で平成23年度の当初予算を私ども審議したわけです。それで、予算書には何人必要だから、職員給与がこれだけだということをやったんですけれども、4月1日から1名減でやるというのは、どうもこれはちょっと早過ぎるというか、ちょっとおかしいんじゃないかと思うんですけれども、このことについて、まず職員の異動等の任命権者は市長ですから、市長にどういふことなのか一点お伺いします。

それから、管渠洗浄調査委託料ですけれども、ことしは100万円できないからやらないよということで、それは当然できないんでしょうけれども、来年度以降、平成24年度以降は、これはやはりさっき言ったように、雨水とか、そういうのが入るのを調査するためのものですから、下水道料の公社へ払う下水料金に大きく影響するものですから、ぜひ積極的にやっていただきたいと思うわけです。このことについても、先ほど部長からやりたいというあれがあったんですけれども、平成24年度以降、あるいは平成23年度中でもやらせるお気持ちがあるのかどうか、それも市長にお伺いします。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） まず、公社のほうですけれども、当然本来はやるべき、やりたい事業であって、そこで予算化したわけですが、しかし1,400万円という大きなお金でございますので、どこかは我慢せざるを得ないということで、検討の結果、何とか来年度にやれば、好ましくはないけれども、悪い事態にはならないだろうということで、このような予算措置をさせていただいたわけです。

なお、人事権は市長にあります、人事運用は総務部長にゆだねておりますので、総務部長に説明をさせます。

○議長（杉山羌央君） 総務部長。

○総務部長（鈴木伸二君） それでは、人事の関係でございますので、私のほうから補足説明をさせていただきます。

当初予算作成時点は、あくまでも4月1日の見込みで、職員の配置を予定して組んでいるわけでございます。その間、実際の人事異動等で職員の不足等が生じるということになりますので、その不足分が今回議案として予算化されたということで御理解賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（杉山羌央君） 再質疑ありますか。

○6番（西島信也君） 今、総務部長のほうから職員の異動についてお話がありましたけれど

も、3月議会で3月に承認したそういう予算、計画を、4月1日からいきなり変えるというのはいかなものかと思いますが、総務部長も市長の指示のもとでやっているでしょうから、これ以上言いませんけれども、そこら辺は議会軽視にもつながりかねませんので、ぜひ慎重にやっていただきたいと思います。

以上ですが、答弁は要りません。

○議長（杉山羌央君） これで西島議員の質疑を終わります。

次に、1番、鈴木初司議員。

〔1番 鈴木初司君登壇〕

○1番（鈴木初司君） 1番、鈴木初司です。

今、西島議員が説明を求めたところと重複しますので、簡単に説明を求めるものでございます。私は11ページの管渠洗浄調査委託料というところだけに限って、内容について同じことでありますけれども、ちょっと違うところから質問をいたします。

ちょっと調べたところによりますと、修善寺中伊豆の距離3キロメートルを、当初予算で調査をするということで、今説明だと当初やらないということですが、来年、そこについては先送りという形ですと。しかし今回は温泉排水の要請ということでやむを得ずということでありましたので、私も賛成するところではございますけれども、その辺、先ほどはやらなくても大丈夫だということでありましたから、その辺大丈夫かということ、いま一度説明を求めて、質疑にかえます。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） これも先ほどと繰り返しになりますが、議員御承知のとおり、年度当初承認していただいた後でございますので、一般的には6月議会においても補正予算はしないんですね。今回は請願の採択を受けてという、このような状況でございますから、人事運用あるいは本年度業務の見直しを伴うということでございます。

鈴木議員が再三指摘されておりますとおり、下水道事業というのは、例年8億5,000万円の赤字企業体であって、ゼロにはできなくても、いかに改善するかという観点の中で、さらに理財を足すことのほうが、議会には御理解いただけないだろうということで、業務の見直しを充てたわけでございますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（杉山羌央君） 再質疑ありますか。

これで鈴木議員の質疑を終わります。

次に、12番、森良雄議員。

〔12番 森 良雄君登壇〕

○12番（森 良雄君） 12番、森良雄です。

まず、市長にお伺いしたい。これは業界からの要望で、当然、下水道料金の免除を図るということだと思っておりますが、立て続けに観光協会からはきょうさらなるお願いが出ているわ

けですね。これからますますこういう要望が出てくるのではないかと思いますけれども、他の業界等と比較して、観光協会だけ、観光産業だけ、それも一部ですね、旅館、ホテル、一部、それもよくこれから質問しますけれども、どうも修善寺地区だけだと。その辺について、市長はどのようにお考えなのか、お伺いしたい。

続いて、なぜ修善寺地区だけなのか。中伊豆、天城、土肥地区は現状はどうなっているのか、その辺もお伺いしたい。

続いて、先ほど建設部長から1,700万円のうちの1,400万円というようなお答えがありましたけれども、この補正予算は4月1日から来年の1月いっぱいというふうに、次の下水道条例の一部改正を読むと、そのように理解できるんですけれども、この辺の1,400万円の明細、月々どのぐらいを考えているのか。それから、次の議案第45号との違いがあるのか、どうなのか、その辺も御説明いただきたい。

続いて、職員を減じたということなんですが、今までの質問、お答えから推察すると、1名は最初から要らなかったのかと。そうすると、今後とも1名減員のまま進むつもりなのかどうか、伺いたい。

もう1つ。鈴木議員から質問がありましたけれども、管渠の調査、3キロメートルというような状況のようですねけれども、今年度予算では何キロメートルやろうと考えていたのか、どこを考えていたのか。それと、これはいわゆる漏水箇所を発見するものだと思いますけれども、今まで、例えばですけれども毎年どのぐらいの漏水を発見していたのか。1キロメートル当たりどのぐらい漏水があったのかどうか、お聞きしたい。

以上です。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） これは、議員は経過を御承知ですので、この本件は一部の業界から市長に要望があったものではなくて、請願を議会のほうで採択されたわけですから、私どもはその議会の請願採択を受けて提案させていただいているものでございますので、なぜ観光だけ、なぜ修善寺だけというのは、既に議会のほうで御議論はされているのだらうと思います。

その他の点につきましては、担当の部長から説明をさせます。

○議長（杉山羌央君） 建設部長。

○建設部長（佐藤喜好君） 次のときの1月末までという部分ですけれども、先ほど使用月・収入月という話をさせていただきました。平成23年度の最後の収入月が、修善寺地区は2月ということになります。その次は4月で来年度になってしまいますので、その2月の収入月は12月、1月が使用月になります。そのために、1月末までの使用料を免除ということ、次の条例のほうでは期限を切らせていただいています。

続きまして、職員を1名、そのまま減なのかということですが、今全体に職員の数が減っている中で、多分下水道のところで人をこれ以上ふやすということは考えられない状

態だと考えています。

続きまして、管渠の調査の関係ですけれども、地下水の高いところほど管が破損した場合に、その下水の管に入ってくるということで、地下水が高いであろう中伊豆地区の下白岩付近、それと修善寺地区の熊坂付近の調査を予定していました。そして、熊坂のあたりの下水道管はもう既に30年が経過しています。

この調査というのは、おおむね10年に1度のピッチくらいでやればよいというようなことが言われていますので、そうした場合に、多分熊坂の付近では修善寺町時代にそういう調査がなされたのではないのかなというふうに予想はさせているわけですけれども、自分の手元のほうにその結果についてのデータというのは、引き継ぎのほうでもらっていませんので、10年ですので、多分文書の処分期限も過ぎてしまうあたりなのかなということで、何立米入ってきたとかという調査ではなくて、浸入水があるかないか、その調査になりますので、量のほうの把握というのはちょっと不可能ではないかなと考えています。

以上です。

○議長（杉山羌央君） 再質疑ありますか。

○12番（森 良雄君） 再質疑ではなくて、質問の内容、ちゃんと答えていませんよ、市長さん。それから、建設部長はどのぐらいそれ発見されるものなのかなどなのか、お聞きしたい。

再質問ではないからね。

○議長（杉山羌央君） 発見のほうは、ちょっと先ほどの質疑にはなかったということはありませんけれども、建設部長、その辺詳細わかりますか。

○建設部長（佐藤喜好君） 調査、洗浄してカメラを入れるわけですけれども、場合によっては何ら壊れていないという場合もあるわけです。壊れている場所が発見されますと、どこが壊れているというのがわかるわけですので、今度は上から掘って行って、その部分を直すということになります。よろしいでしょうか。

ということで、調査をしなければわかりませんので……

〔発言する人あり〕

○建設部長（佐藤喜好君） それについては、今ここでそういう資料を持ち合わせていませんので、また調べて、森議員のほうへと報告させていただきます。

以上です。

○議長（杉山羌央君） 再質疑ありますか。

市長につきましては、答弁を先ほどしたように、これは議員のほうで検討をして、一部採択ということで可決をした議案ですので、それに基づいて、きょうの議案が出てきたわけですから、それについての明細、なぜ修善寺なのか、他地区はどうかという質問に対しては、ちょっと質問の趣旨は違うと思いますので、再質疑がありましたら、お願いします。

森議員。

○12番（森 良雄君） 再質疑。

同じことになりますけれども、市長さん。私はこの案件について、賛成はしていないんですよ。では、あなたは議会が賛成したから、はい、私もそれでは賛成しますと言うんですか。なぜ賛成するかというあなたの意思はないんですか、どうか。まず、それを伺いたいですね。

それから、私もきのうちょっと三島市に行って電算センターの委員会があったんですけども、そこでもちょっと感じたんですけども、各自治体、国もそうなんでしょうけれども、文書の処分期限というのが結構1年でなくなってしまうとか、3年でなくなってしまうとか、5年でなくなってしまうと。しかし、私は、個人的な意見になるかもしれないけれども、こういう工事記録というのは、少なくともその施設がある限り、残しておくべきだと思うんですけども、なくなってしまうケースもあるんでしょうか、どうか。まず伺いたいと思います。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。市長。

○市長（菊地 豊君） これも大体原則論になるんですが、先ほど森議員は賛成しなかったとおっしゃいましたけれども、私は議員が賛成したからではなくて、議会が、議会がそのように決議をされたから、それを受けて、そのやり方を提議し、そしてそれを議会が今賛成か、反対かという段階に至っているわけです。予算をつけることに、あるいはその条例を変えることに、議会にもう一度お諮りしているわけですから、それを皆さんで御審議いただきたい。その制度を、我々が今請願の一部採択を受けて提出しているわけですから、そこは議会の性格をよく御理解を賜りたいと思います。

それから、文書の期限については、当然いろいろな文書によってその期限があるわけですが、それは本件に限らず、随時どのような案件が何年保存が正しいのか、平素から見直しているところでございます。

○議長（杉山羌央君） 再質疑ありますか。

森議員。

○12番（森 良雄君） この件での建設部長の答えが出ていないけれども、こういうケースあるのか、どうなのか。記録がなくなってしまうような。

○議長（杉山羌央君） 建設部長。

○建設部長（佐藤喜好君） 工事関係の記録でいいますと、例えば橋のようなものがある場合、当然橋は文書管理も相当長い、長もちするものですから、その橋がどういう構造になっているのかということで必要なものについては永久保存というものはやっています。特に調査関係でしてね、調査関係で何ら異常がなかった場合、これを永久保存しておくことが正しいのかどうなのかということがありますので、そういうものについては、文書管理の中の期限の中で管理をさせてもらっているということになっています。

以上です。

○議長（杉山羌央君） 再質疑ありますか。

森議員。

○12番（森 良雄君） まず、記録の保存ですけれども、文書管理という考え方だけではなくて、その物件、例えばこの路線の下水道については、どのように作られたのか、そしてどのように管理されているか。けさの新聞、私、読売新聞を取っているんですけれども、個人の住宅でさえ、いいですか、記録をとっておけという時代になっているんですよ。ぜひ、ひとつ記録をとるように。調査したら、恐らく機械的に5年でもってなくなっていってしまうんでしょうけれども、市長に言ってもわからないだろうから、建設部長、考えるって言ってくださいよ。

市長さん、いくら言ってもわからないよね、これ。議会がやったからと、あくまでも責任は議会にあるんですか。その辺をお伺いしたい。

○議長（杉山晃央君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 私も3年ちょっと市長をやっていて、こういう御質問初めてなんですが、議会の決議されたもの、それから今市長が議会に付しているもの、どう考えても、私は議会の責任だと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（杉山晃央君） これで質疑は終了です。

あとは個人的に研究してください。

以上で、通告による質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（杉山晃央君） 御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略いたします。

これより暫時休憩をいたします。

この休憩中に、討論のある議員は通告書を議長に速やかに提出をお願いします。

休憩 午前10時09分

再開 午前10時11分

○議長（杉山晃央君） では、休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから、議案第44号について討論を行います。

通告がありますので、これを許します。

先に反対討論を行います。

5番、松本覺議員。

〔5番 松本 覺君登壇〕

○5番（松本 覺君） 5番、松本覺でございます。

反対討論を行います。

本件は、もう先ほどから話に出ておりますように、震災前に業界のほうから、議会あるいは市長のほうに請願がされたものをもとに、この議案が出てきているものと承知しております。それをまず前提にして意見を行います。

まず、これでいきますと、実質的には修善寺地区の旅館二十数軒と聞いておりますが、それのみ、それから期間は10カ月ということに結論としてはなりません。修善寺地区だけ温泉水の有料化ということは不公平であると、制度的な矛盾があると。したがってそれを是正していただきたいという論旨というふうに、私は受け取っております。

さらに、これは震災前ですけれども、観光業の営業不振の救済の意味も、助けてくださいと、援助してもらいたいという意味もあるというふうには、これも承知しております。しかし、結果的には、平均にしますと、旅館あるいはホテルといいましょうか、1軒60万円分くらいになりますね。その営業不振あるいは制度矛盾の是正をするということではありますが、制度矛盾を是正するならば、10カ月という限定付きの免除では制度矛盾の是正にはならないですね。また10カ月後には有料になるわけですから。

そのことが1点と、1軒60万円相当でこの未曾有の危機という状態の営業不振を改善できるのかどうか。つまり、この効果があるかどうかということも、ここでは論じなければならぬ、この点が1点。私は個人的には、60万円平均ではちょっとならないんじゃないかなというふうに思っております。

したがって、一言で言えば、これは先ほども質問がありましたけれども、地域的・業種的にこれでは不公平が生じると、まずはこれが1点です。たまたまではあるにしても、修善寺の二十数軒の旅館・ホテルしか、その恩恵を受けないということです。なぜこう言うかという、これは震災前の状況の不振を助けてくださいと、こういう請願でありますから、あえてこう言わせていただきます。

それから、下水料の温泉汚水の不公平さ、これはもちろん、それは私も前々から指摘しているところであります。しかし、それを言うならば、下水道全体の会計は、3分の2が一般会計から充当されているわけです。そちらの矛盾のほうは、はるかに制度的矛盾は大きいです。それはどうにもならないから、こちらに置いておいて、この小さなところだけを困るから是正してくれというのは、ちょっと筋が違くと、こういうふうに私は思います。

さらには、温泉量のこれ平均六十数万円と言いましたけれども、大きな旅館で営業成績のいい、お湯をたくさん使う旅館ほど、免除の数字は多くなるはずで。小さくて営業不振で客が来ないところの汚水の水量は少ないわけですから、補助金も弱きを助け強きをくじくというような、要するにそういう施策になっていない。結果的には、それが、意図するかしないかはともかくとして、結果的にはそうなります。そうすると、ちょっと言いたくはないんですけれども、ちまたでささやかれているように、今ざっと私が数えたら、伊豆市の中で旅館が、半分休業しているところもありますから、はっきりは言いませんけれども、大体60軒

ぐらいあります。弱いところは多分ここで消えていく可能性があるかと、ちまたではささやかれておりますし、旅館の関係者の方々に聞いても、そういう声を私は何人かから聞いております。それをより促進させるのではないかと。つまり、強きを助け弱きをくじくんですから、さらに促進させる。大変言いたくはないんですけれども、言っただけでいい言葉かもしれませんが、旅館業の淘汰が行われるという声を聞いている。そういう言葉は使ってはいけないと思うんですけれども、それを現実としてはならない。私はそう思うわけでありませぬ。

業種間と言いましたが、土建業だって、この未曾有の不景気といいますか、さらに震災後の二次災害ではつぶれていく、あるいはもうおれはだめだという土建業の方々の声を、私は何人か聞いております。つい数カ月にも、破産・倒産のところが新聞に載っていました。そういうふうに危機に瀕しているという業種は旅館だけじゃない、観光業だけではないんですよ。それをあえて、ここでこの施策だけを行うというのは、私はいかかなものかと思うわけでありませぬ。

もう1点、この議案についての疑問といいますか、意見があります。それは、先ほども言っておりました1,400万円の支出の削減をうたっています。しかし、それができるならば、なぜ3月の当初予算のときに削らなかったのか。それは、この1,400万円を生み出すために、どこか削れないかと探して削った、これはもう想像にかたくない。当初予算で、まだ1カ月そこそこでありながら、補正予算で削る、そしてこちらへそのお金を持ってくる。それは旅館の方々は助かったと思うかもしれない。しかし、市民全体を見ると、それはおれたちの税金が旅館の人たちを助けているんじゃないかと、助けたいけれども、それでいいのかと。つぶれようとしているスーパーのおやじさんが聞いたらどう思うかということになりますよ。

当初予算で削れたものを、なぜ削らなくて、必要であると出したものを、4月1日からもう人員を削減している。当初予算が全く無視されている。では、我々が議決した当初予算を、議会を無視していないのかどうかというと、全く無視しているわけですよ。この1,400万円は我々が承認した予算ですから。我々議員も承認したものを、1カ月たたないうちに、すぐに補正で削ってしまうと、我々自身の資格も問われていると、私は思います。

そこで、それだけではありません。私も伊豆市の基幹産業である観光業が危機的状況にあるということは、十分に承知しております。それを何とかしなければならないというのは、単に伊豆市の観光業・旅館の方々を救済するのではなくて、伊豆市全体の経済を支える上で、どうしても補助しなければならないということは、十分私も承知しております。それならば、その名目でちゃんと全体の観光業の人たちが恩恵を受けるような補正予算をなぜ組めないんですか。私は組むべきだと思うんですよ。

もう1点。温泉料金の温泉汚水を修善寺地区だけ有料化しているのが矛盾であるならば、市長が過日の一般質問の答えに、下水道行政については、料金も含めて平成23年度中に方向を示しますという答弁をしております。ですから、その制度的な矛盾は、私もそう思いますから、それは下水道行政で改めて、それをどうするかということ論じて解決すればいいの

である、なければならぬと、たった10カ月分だけ免除しますという問題ではない。もっと大きな問題だ。

したがって、この2点。観光業への補助、何か今ちょっと見ましたが、こういう目的で補助していただきたいというような請願書をちょっと見ていますし、私も何とか助けることはできないのかなと、日々心を砕いておりましたけれども、そういう条件での提案なら、私もろ手を挙げて賛成ですし、それをぜひしていただきたいと。1,400万円ではなくて、2,000万円、3,000万円の予算をつけたらどうですか。それぐらいの危機的状況にあることは間違いないんですから。

それを前提にして、このたびのこの議案については反対をいたします。

以上です。

○議長（杉山羌央君） 次に、賛成討論を行います。

20番、木村建一議員。

〔20番 木村建一君登壇〕

○20番（木村建一君） 議案第44号 平成23年度下水道事業特別会計補正予算（第1回）について、賛成討論を行います。

今、震災によるその前だって、どこの業界も極めて厳しい状況で営業したり生活したりされているという状況で、当初予算のときにも私ちょっとその辺は一部触れましたけれども、今回提案されている本質を見極めながら、私は判断をいたしました。というのは、提案理由にもありましたけれども、議会が採択した請願に基づいて提案をしたいと。では、それが伊豆市全体の各関係団体等々、サラリーマン等を含めての今の未曾有の経済的危機に対する要求になるのかといたら、私は当然ならないというふうに思うんですね。

まず、第一に、我々議会としてどう考えるのかということ、私なりに討論に参加していきたいと思うんですけれども、1つは請願についてどう見るのかということでもあります。議会の意思として請願が採択された。それに対して、では市長は何が何でもやらなくてはならないのかどうかということではないんです。市長は市長としての意思があります。今回の議案とは外れますから言いませんけれども、いまだに実行されていない請願もあります。もう私ちょっとそれ残念なんですけれども、今回は市長は政治的判断に基づいて提案されたというふうに、私は思っています。

では、その範囲の中で今回は提案されたなど、私は思いました。したがって、それぞれの団体等々についての支援策というのは、私は6月議会でも出されるであろうということで、注目しておりますけれども、請願についての考え方というのは、私はそういうふうに見ております。政治的判断が極めて重たいものに、市長にある意味では常に突きつけられるんだよと。それに、今回は市長がこたえたというふうに私は見ます。

2つ目の問題です。では、営業温泉汚水の問題だけになるとどうなのかと。

我々、その請願が出されたときにいろいろ審議している中で、ほかの分野もありました。

上水道の問題もありました。固定資産税の問題もありました。しかしながら、営業温泉污水だけが採択されたという経過であります。そのときに議会の意思といったら変ですけれども、議員それぞれの考え方が大いにここで論議されましたが、それでもなおかつ反対があったり賛成があったりで採択されたと。

私は、いわゆる今の天城湯ヶ島や土肥や修善寺の温泉旅館から出された今回の、今審議している請願について、ある意味では応援しましょうという形になったのかなと思っています。

したがって、今反対討論をされた議員の中で出ました、では、ほかのところどうするのというようなところは、当然矛盾は出てくるわけですね。しかしながら、私はこれは環境浄化という立場からやはり頑張ってきたというところから見たときに、財政的にどこまで支援していくのかと、結果的にはなるんですけれども、半永久的に、ほかの旅館関係は営業温泉污水を下水に流していないからだめだということになる。そして、修善寺だけが営業温泉污水をやっているんだからという立場から見ると、それで政治的に平等性を考えていくとなるならば、まあ何十年かかるかわかりませんね。本当の意味で営業温泉污水をそれぞれの旅館サイドがやるとなると。

そうでなくて、とりあえず今環境浄化をしようという立場で、何十年にわたってやってきたんだから、とりあえずこれについては、使用料の免除をして支援していきましよう。今後のことについては、また改めてどういうふうな形で環境浄化、環境を守っていくのか、きれいな水を守っていくのかというところでは、本当に大きな課題として、その点は我々議会も検討していく必要があるであろうというふうに思います。

繰り返しになりますけれども、ほかの分野へのさまざまな経済的な支援というのは、本当に大変さがあるでしょうけれども、私は6月議会、どういう提案をされているのか、注目をしていると同時に、今回の件については、あくまでもその一部というとらえ方で賛成討論いたします。

以上です。

○議長（杉山弐央君） 以上で討論を終結いたします。

これより議案第44号について、採決を行います。

本案について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（杉山弐央君） 起立者多数。

よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

ここで10時45分まで休憩といたします。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時45分

○議長（杉山羌央君） では、休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、17番、鍵山堅一議員より葬儀のため早退するとの届けが出ておりますので、お知らせいたします。

#### ◎議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（杉山羌央君） では、議題に入ります。

日程第4、議案第45号 伊豆市下水道条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第45号について提案理由を申し上げます。

先ほど御承認いただきました補正予算に基づいて、下水道条例を一部改正するものでございます。

加えて、第31条に修正しなければならない条項のずれが生じておりますので、この修正に伴う改正及び先ほどの議案第44号で説明いたしました営業温泉汚水の使用料を免除するための条例附則の改正でございます。

詳細につきまして、建設部長に説明をさせます。

○議長（杉山羌央君） これをもって提案理由の説明を終わります。

提案理由の説明に関して補足説明の申し出がありますので、これを許します。

建設部長。

〔建設部長 佐藤喜好君登壇〕

○建設部長（佐藤喜好君） それでは、15ページをお願いします。

31条9号、この文の中に「第13条第1項第3号の規定による」という部分が改正前にあります。これは、平成22年9月議会で条例改正を行いまして、この3号が今現在13条の第2項に移っています。そういうことで、今回はこの修正のずれを直すということで、31条9号、文面の中の「第13条第2項」に改めるものです。

続きまして、附則の部分ですけれども、これが今回の請願を受けてのものになります。請願の内容を整理しますと、まず、営業温泉水であること、それと料金のほうが免除ということで、ゼロ円であること、それと一定期間というものが請願のほうで採択をされました。それを受けて、附則のほうの4号に「平成23年4月1日から平成24年1月31日までに」という文面を附則に入れました。

この「1月31日」という理由は、先ほどちょっと触れましたけれども、収入月で年度とするという中で、4月から2月分までが平成23年度の収入になりますので、最後の2月分は12月、1月31日ということで、今年度免除ということを入れてあります。

以上です。

○議長（杉山羌央君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより暫時休憩をいたします。

この休憩中に、質疑のある議員は通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午前10時49分

再開 午前10時51分

○議長（杉山羌央君） では、休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから議案第45号について質疑を行います。

通告がありますので、これを許します。

6番、西島信也議員。

〔6番 西島信也君登壇〕

○6番（西島信也君） 6番、西島信也です。

この下水道条例の一部を改正する条例でございますが、営業温泉汚水について、今年度を無料にする、免除するというそういうものであります。これの提案理由につきまして、先ほど、これは下水道特別会計のほうですけれども、市長は観光経済の動向にかんがみ、また請願を受けて、これをやるよと、そういう提案理由の説明があったわけです。

先ほどの討論等にも出てまいりましたが、理由ですけれども、1つはこれは景気の悪化によってということで、震災がまたありまして、またそれに追い打ちをかけているわけですが、景気の悪化ということと、もう1つ、営業温泉汚水を下水道に入れているのは修善寺だけですから、不公平の是正ということが問題になりました。これは、ただし当局側はそういうことは言っておりませんですけれども、私はこの2つがこの条例改正の理由ではないかと思うわけです。

1つは景気の悪化については、どれくらいいつまで景気の悪化が続くのかという問題があります。それから、もう1つ、不公平の是正ですけれども、不公平というのは何が不公平かという、要するに、修善寺温泉の旅館等だけが下水道に入れて、その分、料金を取られていると。ほかの地区の温泉旅館等は、そのまま川へ流して料金を取られていないと。したがってこれが不公平であるという不公平の是正ということなんです。

私が今お聞きしたいのは、平成23年4月1日から平成24年1月31日まで、1年弱です。なぜこの期間だけ免除するのかということなんですね。それで、私は今、不公平の是正と景気の悪化ということを使ったんですけれども、当局側、市長側は本当にそう考えているのか。不公平の是正と景気の悪化によって、この条例改正をするのかということをお聞きしたいと思えます。

もしも、不公平の是正ということを考えているのであれば、何で1年弱しかやらないのかということなんです。これが終われば、また不公平がずっと続いていくということになりますね。

ですから、そういう点から不公平の是正ということは、市長は条例改正の理由の1つとして  
いるのかどうなのか。それとともに、何で期間が1年弱なのかということをお伺いいたしま  
す。

以上です。

○議長（杉山晃央君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） これも繰り返しになりますが、これはあくまでも請願を受けて、市が  
その制度をつくって、そのように上程しているものでございますので、根拠は請願の中であ  
って、そこには不公平の是正というものは文言として入っておりませんし、御議論になっ  
ているやいなやも。基本的には請願の趣旨は、ある一定期間景気の見通しが立つまで、そし  
て、請願の理由の中についても、不公平の是正という文言は入っておりませんので、私はこ  
のとおり一定期間、書いてあるとおり、先ほど部長からありましたけれども、温泉汚水免除、  
そして一定期間ということで、制度をつくらせていただいたわけです。

なぜ1月かということは、これが複数の会計年度にまたがるのは好ましくないというこ  
とで判断いたしまして、平成24年度予算には影響を与えないという期間の設定をさせていただ  
きました。

○議長（杉山晃央君） 再質問ありますか。

西島議員。

○6番（西島信也君） 今市長から答弁があったわけです。不公平の是正というのは考えてい  
ないという、考えていないというか、理由にしていけないと。これは請願に基づいてというこ  
とですけども、全部請願に持って行っては、どうも問題かと思うんです。私が1週間くら  
い前の新聞を見ましたら、新聞には不公平の是正と景気の悪化と、こういう2つの理由が書  
いてあったんですね。本当に不公平の是正は考えていないのか。

先ほど、松本議員が討論でおっしゃっていましたが、これは大きな制度矛盾なん  
ですよ。ですから、ずっと不公平ではないとして、このままずっといくのかと。あと10年、  
20年このままいくのか、あるいは大きな制度矛盾の問題であるからして、例えば修善寺以外  
も温泉汚水を下水道に入れるというような方策をとるようにするのかとか、そういうことは、  
何も考えていらっしゃらないですか。それはちょっとおかしいと思うんですけども、とに  
かく不公平の是正は何も考えていないことで、では、これはわかりました。

あと、景気の悪化ということなんですけれども、1年で景気が回復すると思っていられ  
るのか、どうなのか。そして、今後はどうするのか、その2つだけ、市長にお伺いします。

○議長（杉山晃央君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） まず、1年で景気が回復するかどうかというのは、見通しが定かでは  
ありませんが、あのような大震災が起こっておりますので、報道を見る範囲内では回復まで

に数年かかるだろうと言われております。他方、この制度は伊豆市の観光振興策とか、産業振興策ではなくて、皆さん御議論されているとおり、特定の旅館を対象とした温泉汚水の免除という制度なんですね。個々の旅館さんを背景にしますと、お客様が入っているところ、入っていないところ、中にはやはりその営業の成果に差がございます。そこまで行政が介入することはできませんので、したがって、そこで今年度、来年度の収支、予算には影響を与えない範囲ということで、期間を区切らせていただいたわけです。

○議長（杉山羌央君） 再質疑ありますか。

西島議員。

○6番（西島信也君） それは、平成23年度予算は平成23年度で終わるわけですから、平成24年度以降はどうするのかということ、後で考えるのか、どうするのかと、そういうことを私は聞いているんです。それに教えてください。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 先ほど申し上げましたように、これは制度の変更に関する請願ではありませんので、平成24年度以降、継続的に見直すようなことは現在考えておりませんし、それから、今件の請願に基づく一定期間というもの、現時点では10カ月で切らせていただくつもりでございます。

○議長（杉山羌央君） これで西島議員の質疑を終わります。

次に、12番、森良雄議員。

〔12番 森 良雄君登壇〕

○12番（森 良雄君） 12番、森良雄です。

ま、先ほど来の西島議員との質疑のやりとりを聞いているだけでも、常々私は菊地市長、あなたの施策は行き当たりばつりの思いつき行政だと。あなたの考えが何もこの提案に載っていないんですよ。不公平だとかなんとかという議論がありましたけれども、なぜこういうことになっているのか。修善寺だけ、皆さんごらんささいよ、今、アユが解禁になりましたけれども、全然お客いないでしょう。寂しいものですね。

水質を何とかよくしようと、その結果ではないんですかね。修善寺地区の温泉排水を公共下水道に流すというのは。今聞いていると、不公平だから、ほかの地区は公共下水道へ流す考えもない。ね、市長、あなたの環境行政というのは、基本的にどういう考えに基づいているんですか。そういう空しい議論、市長の考えがない議案がこの議会に提案されているんですね。議会が請願に賛成したから、景気の悪化の見通しも市長は考えていないんですか。私は伊豆市の観光行政というのは、限りなく衰退に向かっていると思っていますよ。

まず、業者が汗をかいていない。

〔「議案の質疑」と言う人あり〕

○12番（森 良雄君） 知恵も出していない。議案の質疑をやっているんだよ。何を言って

いるんだ、塩谷君。

〔「議長」と言う人あり〕

○12番（森 良雄君） 何を言っているんだ。

〔発言する人あり〕

○12番（森 良雄君） 何言っているんだ、正志君。

○議長（杉山羌央君） 質疑を……

○12番（森 良雄君） 質疑をやっているんだよ。

○議長（杉山羌央君） 続けてください。

○12番（森 良雄君） この議案がどういう根拠でここに提案されているか聞いているんだ。議長、あなたよく考えなさい。

いいですか。まず、これは議案第44号と連動しているんですね。そして、修善寺地区のいわゆる温泉を利用している旅館・ホテルを温泉の下水道に放流する料金を無料にしようとしているんでしょう。有期のようですけども、そうですね。

まず、先ほどの質問及び44号の討論で少しあいまいな点があったんで、確認したいですけども、何軒該当するんですか。該当ははっきりしているんでしょうか。それで、この期間の使用料は全額免除されるというふうに考えてよろしいですか。

〔発言する人あり〕

○12番（森 良雄君） 問題意識のない人が言うんじゃない。人が質問しているんだ。

〔「質問じゃない、それは」と言う人あり〕

○12番（森 良雄君） 何を言っているんだ。

○議長（杉山羌央君） 質問どんどん進めてください。

○12番（森 良雄君） 質問しているんだよ。議長が議会で質問の内容を理解できないようでは困るよ。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

答弁につきましては、議案に関連したことを簡潔にお願いいたします。

市長。

○市長（菊地 豊君） 議案にございますとおり、免除は免除でございます。

軒数については、建設部長から説明をさせていただきます。

○議長（杉山羌央君） 建設部長。

○建設部長（佐藤喜好君） 24軒です。

○議長（杉山羌央君） 再質疑ありますか。

森議員。

○12番（森 良雄君） 市長のこの提案についての基本的考え方はどうなっているんですか。

○議長（杉山羌央君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 再三繰り返しですけども、この請願に基づいて、請願者からの営業

温泉汚水、一定期間免除という条件をクリアする制度をつくり上げて、そして今議会で提示をさせていただいているわけでございます。

本来、この趣旨からちょっと外れますけれども、再三修善寺のことを皆さんおっしゃっていますが、当時、修善寺温泉街において、独鈷の湯を擁する修善寺の温泉事業者の皆さんが、川を清流化するために、この温泉排水を下水につなぐことを提案され、皆さんで負担され、そして、その成果によって今桂川がきれいになっていると承知しておりますので、そのような議論が現時点で修善寺温泉地区でなされているとは承知しておりませんので、制度には現時点で触れてはおりません。

以上でございます。

○議長（杉山羌央君） 再質疑ありますか。よろしいですか。

これで森議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（杉山羌央君） 御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略いたします。

これより暫時休憩をいたします。

この休憩中に、討論のある議員は通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午前11時07分

再開 午前11時08分

○議長（杉山羌央君） では、休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから議案第45号について、討論を行います。

通告がありますので、これを許します。

賛成討論を行います。

18番、飯田宣夫議員。

〔18番 飯田宣夫君登壇〕

○18番（飯田宣夫君） 18番、飯田宣夫でございます。

議案第45号について、賛成の立場から討論をさせていただきます。

まず、この議案につきましては、主には私が紹介議員となりまして、修善寺温泉の営業温泉汚水の使用料について、一定期間を免除していただきたいという請願を出したところ、議会の採択を得まして、それに基づいた議案だというふうに承知しております。

この温泉下水の処理の方法につきましては、今まで修善寺温泉のみということで、他の地

区ではやられてこなかったという現状があるわけですが、その辺の伊豆市の下水道全般をこれからどうするかという議論はさておきまして、これから当然そういう議論もしておかなくてはいけないし、観光産業における活性化、もろもろのことを検討していくのは、これはもちろんのことですが、今回出されている議案につきましては、一定期間ということで、今まで川の浄化、つまり環境浄化に協力してきた修善寺温泉、皆様方も御承知のように、観光産業ばかりではございませんが、厳しい状況下にあったという、先般の東北震災以前の提案でありましたけれども、震災以降、全国的に大変、またこれも厳しい状況になっているというのが日本全体でございます。

そういったこともありますけれども、ともかく、行政が大変苦しんでいる市民、業界、そういう企業を助けられるときには助けていただくというのが、やはりこれはもう行政にとっては当たり前のことだというふうに私は思っております。確かに、公平性云々という話になりますと、いろいろそれぞれの御意見がありましょう。これはあると思っておりますけれども、1つの政治的な判断でこれはやられることであるというふうに承知しております。

一定期間という期間をぜひとも、それで立ち直れるかどうかという議論が先ほどありましたけれども、それはやってみなければわかりませんし、そういったことで応援をしていくという姿勢は、行政のほうとしては当たり前のことだというふうに認識しております。

そうしたことで、今回のこの営業温泉汚水の一定期間の使用料免除ということについて、ぜひとも皆様方の賛成を得まして、実行していただけるよう、よろしくお願いを申し上げます、賛成の立場から討論といたします。

○議長（杉山羌央君） 以上で討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第45号 伊豆市下水道条例の一部改正についてを採決いたします。

本案について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（杉山羌央君） 起立者多数。

よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

### ◎閉会宣告

○議長（杉山羌央君） 以上で、本臨時会に付議された案件は終了いたしました。

これにて、平成23年第2回伊豆市議会臨時会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

閉会 午前11時13分